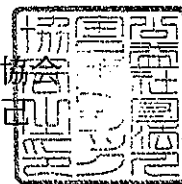




全ト協発第650号(輸)  
令和2年3月11日

都道府県トラック協会長 様

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本克



「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱い  
について」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の業務運営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和2年3月6日付けにて「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて」別添のとおり、一部改正されました。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴協会傘下会員事業者にご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

○改正の概要（本年3月15日以降より実施）

- ・引越輸送用車両届出証を引越輸送用車両使用証に改めること。
- ・レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合は、標準処理期間にかかわらず、当該認可申請について、できる限り迅速な処理がなされること。
- ・貨物自動車運送事業法第6条の規定に基づく許可基準に適合しない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、本取扱いの対象としないこと。

以 上



国自貨第148号の2  
令和2年3月6日

公益社団法人全日本トラック協会会長  
坂本克己 殿

国土交通省自動車局貨物課長  
伊地知 英 司



「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車  
監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるととも  
に、傘下会員に対し周知方願います。

国自貨第148号  
令和2年3月6日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局貨物課長  
(公印省略)

「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて」  
の一部改正について

貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて（平成15年2月14日付け国自貨第90号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和2年3月15日以降に使用するために届出等があるものから実施することとしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて

- 1 使用するレンタカーについては、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年8月1日国自貨第40号）等による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。
  - (1) 当該事前届出書等の受理にあたっては、次の事項について確認する。
    - ① 引越輸送の用に供せられる車両であること。
    - ② 自動車車庫の確保の状況
    - ③ 乗務員の確保の状況
    - ④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況
    - ⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況
  - (2) 当該事前届出等については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。
- 2 レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする。

ただし、当該引越シーズン期間中に複数回届出等を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出等ができるものとし、増車（減車）実施予定日及び別紙様式1による使用証については、それぞれの期間を分けて記載させるものとする。
- 3 レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合は、当該認可申請について、標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速に処理すること。
- 4 貨物自動車運送事業法第6条の規定に基づく許可基準に適合しない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、本取扱いの対象としないものとする。
- 5 別紙様式1による使用証は、あらかじめ必要事項を記入したうえ、当該事前届出書等に添付し提出させることとし、運輸支局長は、当該届出等の受理に際して必要事項を審査のうえ、当該使用証に押印し事業者に交付するものとする。
- 6 別紙様式1による使用証は、トラブルの防止及び利用者保護の観点から、使用するレンタカー車両の外部から見やすいように表示するものとする。
- 7 レンタカー届出等の実績については毎年度5月末日までに別紙様式2により各運輸局において実態を把握することとする。

附 則（平成27年1月30日付国自貨第68号）

改正後の通達は、平成27年3月15日以降に使用するために届出があったものから適用するものとする。

附 則（令和2年3月6日付国自貨第148号）

改正後の通達は、令和2年3月15日以降に使用するために届出等があったものから適用するものとする。

○ 貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて

自動車交通局貨物課長 から 各地方運輸局自動車交通部長  
 関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 あて  
 沖縄総合事務局運輸部長

(平成15年2月14日 国自貨第 90号)  
 一部改正 (平成27年1月30日 国自貨第 68号)  
 一部改正 (令和2年3月6日 国自貨第148号)

新	旧
<p>国自貨第90号                      平成15年2月14日                      一部改正 平成27年1月30日                      一部改正 令和2年3月6日</p>	<p>国自貨第90号                      平成15年2月14日                      一部改正 平成27年1月30日</p>
<p>引越シーズンにおけるレンタカー（道路運送法施行規則第52条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。以下同じ。）の使用についてはこれまでも認めてきたところであるが、引越に係る輸送力を確保し、利用者のニーズに的確に対応するという観点から、引続き、特に引越輸送が集中すると考えられる3月15日から4月15日までの間に限り、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業者が引越輸送にレンタカーを使用することを認めることとしたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて」（平成12年2月8日自貨第17号）は平成15年3月31日限りで廃止する。</p> <p style="text-align: right;">別紙</p>	<p>引越シーズンにおけるレンタカー（道路運送法施行規則第52条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。以下同じ。）の使用についてはこれまでも認めてきたところであるが、引越に係る輸送力を確保し、利用者のニーズに的確に対応するという観点から、引続き、特に引越輸送が集中すると考えられる3月15日から4月15日までの間に限り、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業者が引越輸送にレンタカーを使用することを認めることとしたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて」（平成12年2月8日自貨第17号）は平成15年3月31日限りで廃止する。</p> <p style="text-align: right;">別紙</p>
<p>貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて</p>	<p>貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて</p>
<p>1 使用するレンタカーについては、「<u>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について</u>」（令和元年8月1日国自貨第40号）等による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 当該事前届出書の受理にあたっては、次の事項について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 引越輸送の用に供せられる車両であること。</li> <li>② 自動車車庫の確保の状況</li> <li>③ 乗務員の確保の状況</li> <li>④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況</li> <li>⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況</li> </ol> <p>(2) 当該事前届出等については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。</p> <p>2 レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする。</p> <p>ただし、当該引越シーズン期間中に複数回届出等を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出等ができるものとし、増車（減車）実施予定日及び別紙様式1による使用証については、それぞれの期間を分けて記載させるものとする。</p> <p>3 <u>レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合は、当該認可申請について、標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速に処理すること。</u></p>	<p>1 使用するレンタカーについては、「<u>貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について</u>」（平成2年10月26日貨陸第104号）による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 当該事前届出書の受理にあたっては、次の事項について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 引越輸送の用に供せられる車両であること。</li> <li>② 自動車車庫の確保の状況</li> <li>③ 乗務員の確保の状況</li> <li>④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況</li> <li>⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況</li> </ol> <p>(2) 当該事前届出については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。</p> <p>2 レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする。</p> <p>ただし、当該引越シーズン期間中に複数回届出等を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出ができるものとし、増車（減車）実施予定日及び別紙様式1による届出証については、それぞれの期間を分けて記載させるものとする。</p> <p>(新設)</p>

4 貨物自動車運送事業法第6条の規定に基づく許可基準に適合しない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、本取扱いの対象としないものとする。

5 別紙様式1による使用証は、あらかじめ必要事項を記入したうえ、当該事前届出書等に添付し提出させることとし、運輸支局長は、当該届出等の受理に際して必要事項を審査のうえ、当該使用証に押印し事業者に交付するものとする。

6 別紙様式1による使用証は、トラブルの防止及び利用者保護の観点から、使用するレンタカー車両の外部から見やすいように表示するものとする。

7 レンタカー届出等の実績については毎年度5月末日までに別紙様式2により各運輸局において実態を把握することとする。

附 則（平成27年1月30日付国自貨第68号）

改正後の通達は、平成27年3月15日以降に使用するために届出があったものから適用するものとする。

附 則（令和2年3月6日付国自貨第148号）

改正後の通達は、令和2年3月15日以降に使用するために届出等があったものから適用するものとする。

（新設）

3 別紙様式1による届出証は、あらかじめ必要事項を記入したうえ、当該事前届出書に添付し提出させることとし、運輸支局長は、当該届出の受理に際して必要事項を審査のうえ、当該届出証に押印し事業者に交付するものとする。

4 別紙様式1による届出証は、トラブルの防止及び利用者保護の観点から、使用するレンタカー車両の外部から見やすいように表示するものとする。

5 レンタカー届出の実績については毎年度5月末日までに別紙様式2により各運輸局において実態を把握することとする。

附 則（平成27年1月30日付国自貨第68号）

改正後の通達は、平成27年3月15日以降に使用するために届出があったものから適用するものとする。

別紙様式1

引越輸送用車両使用証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

注意事項  
1. この使用証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。  
2. この使用証は、使用期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。

令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 印

(日本産業規格A列4番)

別紙様式2

一般貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー  
使用実績状況 (令和 年 3月 / 4月分)

運輸局

運輸支局名	事業者数 (者)	延車両数 (両)	延日車数 (日車)	備考
運輸局計				

注 備考欄については、使用実績のあった事業者名(上位5社程度)を記載するものとする。  
注 認可処分の件数を内数として( )に記載するものとする。

別紙様式1

引越輸送用車両届出証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
届出期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

注意事項  
1. この届出証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。  
2. この届出証は、届出期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 印

(日本工業規格A列4番)

別紙様式2

貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー  
使用実績報告書 (平成 年分)

運輸局

運輸支局名	事業者数 (者)	延車両数 (両)	延日車数 (日車)	備考
運輸局計				

注 備考欄については、使用実績のあった事業者名(上位5社程度)を記載するものとする。  
(新設)



引越輸送用車両使用証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

注意事項	<p>1. この使用証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。</p> <p>2. この使用証は、使用期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。</p>
------	--

令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 印

(日本産業規格 A 列 4 番)